足立区感染症予防計画の中間のまとめについて、ご説明します。

足立区感染症予防計画は、感染症法の改正に伴い、保健所を設置する基礎自治体においても予防計画を策定することが義務付けられたことを受け、新たに策定するものです。令和６年度から令和１１年度までの６か年を計画期間とします。

足立区の予防計画は、東京都の予防計画と整合を図ることとされており、現時点の東京都の予防計画の中間のまとめを確認のうえ、足立区の予防計画の中間のまとめを作成いたしました。

足立区感染症予防計画は第１章から第４章までの４つの章で構成されています。

第１章は「基本的な考え方」についてです。計画の概要、基本方針、関係機関の役割等について記載しています。

第２章は「感染症の発生予防及びまん延防止のための施策」についてです。主に平時における保健所の体制整備や、感染症対応について記載しています。

第３章は「新興感染症発生時の対応」についてです。新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、新たな感染症の健康危機の発生時における保健所の人員体制の強化等の対応想定について記載しています。

第４章は「資料編」です。内容については、現在調整中です。

この、足立区感染症予防計画の中間のまとめは、現段階での考え方を提示するものです。今後、パブリックコメント等による区民の皆様のご意見や東京都予防計画の内容を検討し、本計画を令和６年４月に策定する予定です。